

別表第1（第3条関係）

事業の種類	要件		
<p>(1) 条例別表第1号に掲げる事業の種類</p>	<p>ア 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道（以下「高速自動車国道」という。）の改築の事業であって、車線（道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条第7号に規定する登坂車線、同条第8号に規定する屈折車線及び同条第9号に規定する変速車線を除く。以下同じ。）の数の増加を伴うもの</p> <p>イ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第12条第1項第4号に規定する阪神高速道路（以下「阪神高速道路」という。）の新設の事業</p> <p>ウ 阪神高速道路の改築の事業であって、車線の数の増加を伴うもの</p> <p>エ 道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第1項又は第2項に規定する自動車のみ的一般交通の用に供する道路（阪神高速道路を除く。以下「自動車専用道路」という。）の新設の事業</p> <p>オ 自動車専用道路の改築の事業であって、車線の数の増加を伴うもの</p> <p>カ 道路法第3条の道路（高速自動車国道、阪神高速道路及び自動車専用道路を除く。以下「一般国道等」という。）の新設の事業（車線の数が4以上であり、かつ、長さが3キロメートル以上である道路を設けるものに限る。）</p> <p>キ 一般国道等の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの（車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が4以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が4以上であるものに限る。）の長さの合計が3キロメートル以上であるものに限る。）</p> <p>ク 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する自動車道（以下「自動車道」という。）の新設の事業（車線の数が4以上であり、かつ、長さが3キロメートル以上であるものに限る。）</p> <p>ケ 自動車道の改築の事業であって、道の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道を設けるもの（車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が4以上</p>	<p>(2) 条例別表第2号に掲げる事業の種類</p>	<p>であるものに限る。）及び変更後の道の区域において新たに設けられる道の部分（車線の数が4以上であるものに限る。）の長さの合計が3キロメートル以上である道を設けるものに限る。）</p> <p>ア 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道（案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道その他の特殊な構造を有する鉄道並びに全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第2条に規定する新幹線鉄道及び同法附則第6項第1号の新幹線鉄道規格新線を除く。以下「普通鉄道」という。）の建設（同項第2号の新幹線鉄道直通線の建設を除く。）の事業（長さが3キロメートル以上である鉄道を設けるものに限る。）</p> <p>イ 普通鉄道に係る鉄道施設の改良（本線路の増設（1の停車場に係るものを除く。）又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。）の事業（改良に係る部分の長さが3キロメートル以上であるものに限る。）</p> <p>ウ 軌道法（大正10年法律第76号）による新設軌道（普通鉄道の構造と同様の構造を有するものに限る。以下「新設軌道」という。）の建設の事業（長さが3キロメートル以上である軌道を設けるものに限る。）</p> <p>エ 新設軌道に係る線路の改良（本線路の増設（1の停車場に係るものを除く。）又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。）の事業（改良に係る部分の長さが3キロメートル以上であるものに限る。）</p>
	<p>ク 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する自動車道（以下「自動車道」という。）の新設の事業（車線の数が4以上であり、かつ、長さが3キロメートル以上であるものに限る。）</p> <p>ケ 自動車道の改築の事業であって、道の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道を設けるもの（車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が4以上</p>		<p>(3) 条例別表第3号に掲げる事業の種類</p>
		<p>(4) 条例別表第4号に掲げる事業の種類</p>	<p>ア 出力が15,000キロワット以上である水力発電所の設置の工事の事業</p> <p>イ 出力が15,000キロワット以上である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事の事業</p> <p>ウ 出力が20,000キロワット以上である火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の工事の事業</p>

	<p>エ 出力が20,000キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の変更の工事の事業</p> <p>オ 出力が7,500キロワット以上である火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の設置の工事の事業</p> <p>カ 出力が7,500キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の工事の事業</p>	<p>(6) 条例別表第6号に掲げる事業の種類</p>	<p>下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場（以下「終末処理場」という。）の新設又は増設の事業（計画処理人口（増設の場合にあっては、増加することとなる計画処理人口）が50,000人以上であるものに限る。）</p>
<p>(5) 条例別表第5号に掲げる事業の種類</p>	<p>ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第8条第1項に規定するごみ処理施設（以下「ごみ処理施設」という。）の設置の事業（1の事業場に設置されるごみ処理施設の処理能力の合計が1日当たり100トン以上であるものに限る。）</p> <p>イ 廃棄物処理法第8条第1項に規定するし尿処理施設（以下「し尿処理施設」という。）の設置の事業（1の事業場に設置されるし尿処理施設の処理能力の合計が1日当たり100キロリットル以上であるものに限る。）</p> <p>ウ 廃棄物処理法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設のうち産業廃棄物の焼却施設（以下「産業廃棄物焼却施設」という。）の設置の事業（1の工場又は事業場に設置される産業廃棄物焼却施設の処理能力（1日の稼働時間が8時間未満の場合にあっては、8時間として算出した処理能力）の合計が1日当たり100トン以上であるものに限る。ただし、汚泥、廃酸又は廃アルカリを焼却する産業廃棄物焼却施設にあっては、バーナーを定格能力で運転する場合において使用される燃料の量を重油に換算した量が1時間当たり4キロリットル以上であるものに限る。）</p> <p>エ 廃棄物処理法第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「一般廃棄物最終処分場」という。）又は廃棄物処理法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場（以下「産業廃棄物最終処分場」という。）の設置の事業（埋立処分の用に供される場所の面積が10ヘクタール以上であるものに限る。）</p> <p>オ 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業（埋立処分の用に供される場所の面積が10ヘクタール以上増加するものに限る。）</p>	<p>(7) 条例別表第7号に掲げる事業の種類</p>	<p>ア 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設又は大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）第17条第3項に規定する届出施設（以下「ばい煙発生施設等」という。）を設置する工場又は事業場（終末処理場を除く。）の新設又は増設の事業（1の工場又は事業場に設置されるばい煙発生施設等を定格能力で運転する場合において使用される燃料及び原料の量を重油に換算した量が1時間当たり4キロリットル以上であるものに限る。）</p> <p>イ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設、同条第3項に規定する指定地域特定施設又は大阪府生活環境の保全等に関する条例第49条第2項に規定する届出施設（以下「特定施設等」という。）を設置する工場又は事業場（終末処理場を除く。）の新設又は増設の事業（当該工場又は事業場から排出される1日当たりの平均的な排水の量（以下「平均排水量」という。）が10,000立方メートル以上であるものに限る。）</p>
		<p>(8) 条例別表第8号に掲げる事業の種類</p>	<p>建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号に掲げる延べ面積が100,000平方メートル以上で、かつ、同項第6号に掲げる建築物の高さが150メートル以上であるものに限る。）の新築の事業</p>
		<p>(9) 条例別表第9号に掲げる事業の種類</p>	<p>ア 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設（臨時的に設置するものを除く。）又は自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第4項に規定する自動車ターミナル（以下「駐車場等」という。）の新設の事業（同時に駐車することのできる自動車の台数が1,000台以上である駐車場等を設けるものに限る。）</p> <p>イ 駐車場等の増設の事業（同時に駐車することのできる自動車の台数が1,000台以上増加するものに限る。）</p>

(10) 条例別表第10号に掲げる事業の種類	<p>ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第11項に規定する第2種特定工作物その他のレクリエーション施設（以下「レクリエーション施設」という。）でその規模が30ヘクタール以上のものの新設の事業</p> <p>イ レクリエーション施設の増設の事業（増設に係る部分の規模が30ヘクタール以上であるものに限る。）</p>
(11) 条例別表第11号に掲げる事業の種類	<p>ア 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第2条第5項に規定する共同溝（以下「共同溝」という。）の新設の事業（地表面からの深さが20メートル以上である部分の容積が500,000立方メートル以上の共同溝を設けるものに限る。）</p> <p>イ 共同溝の増設の事業（地表面からの深さが20メートル以上である部分の容積が500,000立方メートル以上増加するものに限る。）</p> <p>ウ 地下街（一般公共の用に供される地下工作物内の道（以下「地下道」という。）に面して設けられた店舗、事務所その他これらに類するもの（通常の建築物の地階とみなされるものを除く。）の一団（地下道を含む。）をいう。以下同じ。）の新設の事業（地表面からの深さが20メートル以上である部分の容積が500,000立方メートル以上の地下街を設けるものに限る。）</p> <p>エ 地下街の増設の事業（地表面からの深さが20メートル以上である部分の容積が500,000立方メートル以上増加するものに限る。）</p>
(12) 条例別表第12号に掲げる事業の種類	公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第1条第1項に規定する公有水面の埋立て又は同条第2項に規定する公有水面の干拓の事業（埋立て又は干拓に係る区域の面積が15ヘクタール以上であるものに限る。）
(13) 条例別表第13号に掲げる事業の種類	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業である事業（施行区域の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。）
(14) 条例別表第14号に掲げる事業の種類	流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業である事業（施行区域の面積が10ヘクタール以上であるものに限る。）
(15) 条例別表第15号に掲げる事業の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を伴う事業（施行区域の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。）

(16) 条例別表第16号に掲げる事業の種類	<p>ア 採石法（昭和25年法律第291号）第2条に規定する岩石、土又は砂利（以下「岩石等」という。）の採取の事業（当該採取を行う場所における採掘箇所の面積（以下「採掘面積」という。）が20ヘクタール以上であるものに限る。）</p> <p>イ 岩石等の採取の事業の規模の変更の事業（採掘面積が20ヘクタール以上増加するものに限る。）</p>
(17) 条例別表第17号に掲げる事業の種類	工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第3号イに掲げる工業団地の造成の事業（当該工業団地の面積が10ヘクタール以上であるものに限る。）

備考

- この表の第4号ウ及びエの出力には、大阪府気候変動対策の推進に関する条例（平成17年大阪府条例第100号）第33条第1項の規定による届出に係る発電設備の出力を含まないものとする。
- この表の第5号アからウまでにおいて、施設の増設又は施設の廃止を伴う当該施設と同一の種類的一般廃棄物若しくは産業廃棄物を処理する当該施設と同一の種類の新設の設置（以下備考2において「更新」という。）の場合にあっては、処理能力とは、それぞれ増設又は更新の後に増加することとなる処理能力とする。
- この表の第5号ウにおける換算に当たっては、次の表の左欄に掲げる燃料の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる量を同表の右欄に掲げる量に換算するものとする。

燃料の種類	燃料の量	重油の量
原油又は軽油	1リットル	0.95リットル
ナフサ又は灯油	1リットル	0.90リットル
液化天然ガス	1キログラム	1.3リットル
液化石油ガス	1キログラム	1.2リットル
都市ガス（温度摂氏0度、圧力1気圧の状態に換算して1立方メートル当たり45,000キロジュールの熱量を有するもの）	温度摂氏0度、圧力1気圧の状態に換算した1立方メートル	1.14リットル
その他の燃料	1リットル（固体燃料又は気体燃料にあっては、1キログラム）	当該燃料の量1リットル（固体燃料又は気体燃料にあっては、1キログラム）当たりの発熱量に相当する発熱量を有する重油（発熱量1リットル当たり39,600キロジュール）の量

- この表の第7号アにおいて、燃料及び原料の量の重油の量への換算に当たっては、この表の第4号ウ及びエ並びに第5号ア及びウに該当する事業に係るばい煙発生施設等並びに大阪

府気候変動対策の推進に関する条例第33条第1項の規定による届出に係る発電設備の燃料及び原料の量を重油に換算した量は、これを算定しない。

- 5 この表の第7号イにおいて、平均排出水量の算定に当たっては、この表の第4号ウ及びエ並びに第5号ア及びウに該当する事業に係る特定施設等の平均排出水量は、これを算定しない。
- 6 この表の第7号において、施設の増設又は施設の廃止を伴う当該施設と同一の種類施設（ごみ処理施設及び産業廃棄物焼却施設にあっては、処理する一般廃棄物又は産業廃棄物の種類が廃止する施設と同一のものであるものに限る。）の設置（以下備考6において「更新」という。）の場合にあっては、燃料及び原料の量を重油に換算した量並びに平均排出水量とは、それぞれ増設又は更新の後に増加することとなる重油に換算された量及び平均排出水量をいう。
- 7 この表の第7号アにおける原料の量の重油の量への換算に当たっては、次の表の左欄に掲げる原料の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる量を同表の右欄に掲げる量に換算するものとする。

原料の種類	原料の量	重油の量
大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）別表第1（以下「令別表」という。）の3の項に掲げる焼結炉において用いられる原料	1 キログラム	0.23リットル
令別表8の項に掲げる触媒再生塔において用いられる原料	1 リットル	0.023リットル
令別表12の項に掲げる電気炉（アーク炉に限る。）において用いられる原料	1 キログラム	0.08リットル
令別表13の項に掲げる廃棄物焼却炉において用いられる一般廃棄物	1 キログラム	0.56リットル
その他の原料	1 キログラム	当該原料の量1キログラム当たりの処理に伴い発生する窒素酸化物の量に相当する窒素酸化物の量を排出する重油（重油1リットル当たり窒素酸化物を0.00236キログラム排出するものとする。）

		の量
--	--	----

- 8 この表の第7号アにおける燃料の量の重油の量への換算については、備考3に準ずるものとする。ただし、備考7において重油の量への換算が行われる原料を使用するばい煙発生施設等において使用される燃料の量については、重油の量への換算は行わない。